別記(1)

回答

一、工場閉鎖ハ絶対反対
十五日ハ十七日ニ振リ全従業員及従業員代表者ニ詳細御説明シタル通リ仕事無キテアルカラ作業継続ハ全然不可能テアリマス。

一、解雇手当入用因
会社回答ニ御承知ノ通リ手当ハ工場法ニ依リ支給スルコトヲ以テ御断リシマス

一、解雇手当要求ニ関スル件ニ対シ目下給与十日分支給ノコト、現時ノ不況時代ニ於テ職業ヲ失フハ心カラ御同情ニ堪ヘナイカ
屢々御話シ申シタル通リ会社現在ノ状態ニテハ如何ニモ方法ガナイノニ唯努力シテ手当ヲ三日分(四)ノ割合ヲ以テ御支払スルコトニ致シマス

一、準社員ニ対シテハ八月分ノ月給ヲ全額即時支払及解雇予告手当一ヶ月分ニ付シ三ヶ月分支給ノコト
右要求ハ会社ニ於テ余力アリマセン外ノ要求ハ承認シ難イコトテアリマス

一、従業員一同今後ノ復職優先権ヲ認メラレタキコト。現在此ノ点ニ就テ一致シ兼ネマス

別記(2)

要求書

一、工場閉鎖絶対反対
一、解雇絶対反対

理由

一、吾等全従業員ハ我々労働者ニ於テ工場閉鎖全員ノ解雇ハ目下就職絶対不可能ノ情勢ニ直面シ
「パン」ヲ奪ヒ去ラレ、而モ其ノ生活ニ依ル前項ノ通リ会社ノ処置ニ反対シ右撤回ヲ要求スルモノデアル。

昭和五年八月十九日

服部工場ノ争議団

服部製作所
重役甲島鉄一郎殿
外重役御中

受 5. 8. 25
第1579

労秘第二八[illegible]九號
昭和五年八月廿二日

[illegible]總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社会局長官殿
各廳府縣長官殿

北海道 京都 大阪 神奈川
兵庫 愛知 新潟 福岡

株式会社服部製作所労働争議ニ関スル件(第四報 解決)

要旨 (1) 八月廿一日労資代表ハ数次交渉ノ結果
(2) 社員十名ニハ三千二百十三円職工百八十九名ニ対シ二万一千五十八円八十銭争議費用三千円ヲ支給スルコトヽナリ
(3) 之レカ給与ハ八月二十六日正午トシ円満解決シタリ

標記工場争議ニ関シ屢報ノ処労資代表交渉ノ結果昨廿一日円満解決セルカ状況左記ノ通